

審議会等の会議結果報告

1. 会 議 名	令和5年度第1回松阪市都市計画審議会
2. 開 催 日 時	令和5年9月8日（金） 午後1時30分から午後2時30分
3. 開 催 場 所	松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室
4. 出席者氏名	<p>（松阪市都市計画審議会委員）</p> <p>浦山 益郎、山出 美弥、芳賀 信次 田中 善彦、山本 清己、水谷 晴夫 西 秀次、深田 龍、東村 佳子 米倉 芳周、海住 恒幸、辻 裕子 竹田 正明、竹岡 春俊、青木 久</p> <p>（事務局）</p> <p>副市長 永作 友寛 建設部長 松本 尚久 都市計画課長 大島 威 まちづくり計画係長 中村 雄紀 まちづくり計画係主任 佐奈 千広 まちづくり計画係 今西 恒平 建築開発担当参事 水越 敏 企業誘致連携担当参事 牧野 浩也 企業誘致連携課用地取得担当主幹 掛橋 誠一郎 財務課長兼松阪市土地開発公社業務管理課長 中尾 珠巳</p>
5. 公開及び非公開	公 開
6. 傍 聴 者 数	1名
7. 担 当	<p>松阪市建設部都市計画課まちづくり計画係</p> <p>T E L 0598-53-4168 F A X 0598-26-9118 e-mail tos.div@city.matsusaka.mie.jp</p>

議事については、別紙のとおり

令和5年度 第1回松阪市都市計画審議会 議事録

日時：令和5年9月8日（金）13時30分～

場所：松阪市役所 議会棟 第3、4委員会室

司会	<p>定刻になりましたので、始めさせていただきます。</p> <p>皆さんこんにちは。私、本日の司会説明をさせていただきます。都市計画課長の大島です。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は大変お忙しい中、当松阪市都市計画審議会にご出席賜りまして、誠にありがとうございます。</p> <p>それではただいまより、令和5年度第1回松阪市都市計画審議会を開催させていただきます。</p> <p>開会に先立ちまして、副市長の永作よりご挨拶申し上げます。</p>
副市長	<p>ただいまご紹介いただきました、松阪市副市長の永作でございます。日ごろは、松阪市都市計画行政に対しまして、多大なご理解ご協力を賜りありがとうございます。</p> <p>本日の審議会では1つの議案を、ご審議いただきたいと思います。</p> <p>議案は、松阪都市計画地区計画の変更といたしまして、「ウッドピア松阪地区」の地区計画を定めるものでございます。</p> <p>ウッドピア松阪につきましては、令和3年5月26日に「ウッドピア松阪地区」地区計画として都市計画決定をしておりますが、今回は、その北側に約4.2ヘクタールの区域を拡大する変更を行うものでございます。</p> <p>議案の詳細につきましては、このあとご審議いただきますが、現状といたしまして、松阪市内の公的、民間とも工業団地については既に完売している状況であり、市内で拡張用地を希望しておりました企業が市外へ移転をしたという事例も生じておりますことから、新たな産業用地の確保は喫緊の課題となっております。</p> <p>産業構造あるいは産業界のニーズといったものも変化してきており、その流れに対応していくということで、今回、地区計画を定め、松阪市の産業の振興、雇用の場の確保などに繋げていきたいというものであります。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
事務局 (司会・説	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、前回審議会を開催いたしました令和5年2月6日から委員</p>

<p>明)</p>	<p>の変更がありますので、お手元の名簿に基づきまして、お名前を紹介させていただきます。</p> <p>林業関係の上田和久（うえだかずひさ）様が、令和5年5月の松阪飯南森林組合の組合長変更に伴い、水谷晴夫（みずたにはるお）様に変更となっております。</p> <p>また、お配りした座席表に本日の事務局の出席者を示しておりますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>それでは進めてまいります。</p> <p>資料の確認をさせていただきます。</p> <p>まず、お手元のタブレット内の資料としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・松阪市都市計画審議会事項書 ・松阪市都市計画審議会条例 ・松阪市都市計画審議会委員名簿 ・議案第1号 ・関連資料 ・意見書 ・審議会等の公開に関する指針及び運用方針 <p>また、紙でお配りした資料としまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本日の座席表 ・市長印が押印された議案第1号 <p>でございます。</p> <p>今回の都市計画変更に伴う縦覧について、令和5年8月4日から令和5年8月18日まで行いました。</p> <p>縦覧期間中の縦覧者数については、1名であり、令和5年8月16日に意見書1通が提出されました。</p> <p>意見書につきましては、都市計画法第17条第2項に規定されております、関係市町村の住民からの意見書であります。</p> <p>意見書の概要については、資料として配布させていただいておりますので、後ほどご説明いたします。</p> <p>それでは、審議に入ります前に、本審議会は、「審議会等の公開に関する指針及び運用方針」の「3会議の公開の基準」に基づきまして、情報公開をしてみたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。</p> <p>また、「8会議等の結果の公開」による、議事録作成のため、録音させていただきます。ご発言の際には、お手元のマイクのスイッチを押してからご発言していただきますようお願いいたします。</p> <p>各委員様のご発言、ご意見につきましては、議事録としてまとめます</p>
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

	<p>のでご了承をお願いいたします。</p> <p>また、「5公開の方法等」に基づき、会議の傍聴を認めてまいりたいと思いますので、あわせてご了承をお願いいたします。</p> <p>本日は、傍聴者は一般傍聴1名が傍聴を希望されておりますので認めてまいりたいと思います。</p> <p>それでは、審議につきましては、浦山会長にお願いしたいと思えます。浦山会長、よろしくをお願いいたします。</p>
会長	<p>議長を仰せつかっております、浦山と申します。</p> <p>台風が接近しているようで関東の方面では大変な雨のようなので、なるべく手際よく審議をして終わりたいと思えますのでご協力よろしくをお願いいたします。</p> <p>それでは審議に入ります前に、審議会の成立の可否について、事務局から御報告をお願いします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>はい。本日の出席者につきましては、審議会委員全16名中15名の方に出席いただいております。</p> <p>「松阪市都市計画審議会条例」第6条第1項の規定によりまして、審議会は成立しております。</p>
会長	<p>それでは早速審議に入りたいと思えます。</p> <p>まず、事務局から議案について説明をお願いします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>はい。それでは説明させていただきます。</p> <p>お手元にお配りしました、議案第1号を読ませさせていただきます。</p> <p>議案第1号 松阪市都市計画審議会 松阪都市計画地区計画について次のとおり変更したいので、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、諮問します。</p> <p>令和5年9月8日 松阪市長 竹上真人</p> <p>1. 案件名 松阪都市計画地区計画の変更（松阪市決定）でございます。</p> <p>それではタブレット内資料の「議案第1号」の2ページをご覧ください。</p> <p>今回の議案ですが、令和3年5月26日に「ウッドピア松阪地区」として地区計画の都市計画決定を行っておりますが、今回は、その「ウッドピア松阪」地区計画の変更となります。現在の地区計画区域の北側約4.2ヘクタールをこのウッドピア松阪地区の区域に含める変更となります。</p>

議案の内容についてご説明させていただきます。

ウッドピア松阪地区は、都市計画道路松阪第二環状線、山室立野線の沿線地域で、近隣には、住宅団地、中部台運動公園、松阪中核工業団地等、都市活動の拠点となる丘陵地に位置しております。

また、ウッドピア松阪地区は木材産業の振興を図るため、原木市場施設、製材用施設、製品販売施設の集積を目的とし、木材産業に特化した地区として平成13年に開設されました。

松阪市都市計画マスタープランにおいて、今後の産業振興や雇用の場を確保するため、ウッドピア周辺等の産業適地において、「沿道型産業集積検討地区」を検討することや、地区計画等の活用により、周辺環境と調和した工業地の整備を図り、企業立地を検討することを位置づけていることから、令和3年5月26日に「ウッドピア松阪地区」地区計画（約41.0ha）の都市計画決定を行っております。

松阪市の産業用地の状況としては、市内唯一の公的工業団地の松阪中核工業団地が平成20年に完売し、民間工業団地のうち天花寺工業団地、嬉野工業団地は平成29年、上川工業団地は平成30年に完売している状況にあります。

加えて、市内で拡張用地の希望をしていた企業が市外に移転した事例も生じていることから、新たな産業用地の確保は喫緊の課題となっております。

松阪市都市計画区域マスタープランでは、積極的に工業施設を誘致する「工業系土地利用誘導ゾーン」として位置付けており、松阪市都市計画マスタープランのまちづくりの基本方針においても、強じんて多様な産業構造を構築し、地域の雇用確保・維持を図るため、工業系市街地への戦略的な企業誘致・連携を促進するとともに、交通利便性の高い幹線道路沿道に新たな工業団地の確保に取り組む方針としております。

これらの方針に基づき、ウッドピア松阪地区を約4.2ha拡張し、地区計画により施設の無秩序な立地を抑制することで、周辺環境と調和した工業地の整備を図るため、地区計画の変更をしようとするものでございます。

計画書の内容についてご説明させていただきます。

名称の「ウッドピア松阪地区」地区計画について変更はございません。

位置としましては、松阪市木の郷町の一部、立野町の一部に加えて山室町の一部が追加となり、面積は約41ヘクタールから約4.2ヘクタールを加えた約45.2ヘクタールとなります。

次に、区域の整備・開発及び保全に関する方針でございます。

地区計画の目標といたしまして、本地区は、都市計画道路松阪第二環状線、山室立野線の沿線地域で、近隣には、住宅団地、中部台運動公園、松阪中核工業団地等、都市活動の拠点となる丘陵地に位置しています。ウッドピア松阪は、木材産業の振興を図るため、原木市場施設、製材用施設、製品販売施設の集積を目的とした木材産業に特化した地区であります。

今後は、木材産業の振興も図りながら、区域内の地区施設を適切に維持・管理し、松阪市の産業活動の維持・増進を図るため、松阪市都市計画マスタープランに基づき、「沿道型産業集積地区」として、土地利用の推進を図ることを目標としていきます。

続きまして、土地利用の方針です。

木材産業にふさわしくない用途を制限するとともに、都市計画道路松阪第二環状線、山室立野線沿線の優位性を活用して、継続して木材産業の振興も図りながら、当該地区を沿道型産業集積地区として位置付け、企業立地の促進を図り、周辺と調和した土地利用を図ります。

続きまして、地区施設の整備方針です。

当該地区の道路、公園、調整池、緑地を適切に維持・管理し沿道型産業集積地区としての機能確保を図ってまいります。

①当該地区に隣接して都市計画道路松阪第二環状線と都市計画道路山室立野線が配置されており、これらと一体的に活用できるように市道を配置し整備を行う。

②開発行為の許可に係る公園等の審査基準に基づき、公園、緑地等を適正に配置する。

③開発行為の許可に係る洪水調整池の審査基準に基づき、調整池を適正に配置する。

現在も、道路、公園、調整池は、松阪市が管理者であり道路台帳等の整理も行い適正に管理をしております。

緑地については、ウッドピア松阪協同組合が管理者となっておりますが、地区施設になっても管理については継続して行っていくこととなりますことを確認として明記させていただいております。

続きまして、建築物等の整備方針です。

地区計画の目標及び土地利用の方針に基づき、建築物の用途制限を定める事により、沿道型産業集積地区として周辺環境に配慮した建築物等の誘導を図ってまいります。

次に、地区施設の配置及び規模でございます。

市道木の郷1号線につきまして、道路幅員12mは代表幅員として表記しています。県道松阪第2環状線での交差点部分については、右折レーンがあることから一部区間は15mとなっております。

今回、区域が広がる北側へ道路を延伸することにより、延長は、現在の約1,039.3mから約100mを延伸し、約1,140mに変更となります。

延伸する部分の道路幅員については、当該地区計画を策定後に実施する詳細設計において、道路構造令に適合する道路幅員とし、整備する予定です。

市道木の郷2号線につきまして、道路幅員は7.6m、延長は約696.1mでございます。

市道木の郷3号線につきまして、道路幅員は7.5m、延長は約87.2mでございます。

いずれも管理者は松阪市で変更はございません。

続きまして、公園でございます。

ウッドピア北公園は、面積約7,378㎡で、ウッドピア南公園は面積約4,127㎡でございます。

いずれも管理者は松阪市で変更はございません。

続きまして、緑地でございます。

緑地面積は115,834㎡でございます。

管理者はウッドピア松阪協同組合で変更はございません。

続きまして、調整池でございます。

第一調整池の面積としては、約5,145㎡であり、補足となりますが、調整容量は3,874立方メートルでございます。

第二調整池の面積は約10,721㎡、調整容量は32,094立方メートルでございます。

第三調整池の面積は約6,821㎡、調整容量は21,593立方メートルでございます。

いずれも管理者は松阪市で変更はございません。

これらの地区施設は、開発行為の許可基準に基づき配置されたものであり、今後も、この条件を踏襲し適正な管理を行ってまいります。

また、新しく区域に入ります約4.2ヘクタールにつきましては、開発行為の許可に係る審査基準に基づき、洪水調整池、緑地等につきまして適正に配置を行ってまいります。

次に、建築物等に関する事項です。

建築物等の用途の制限につきましては、原則、建築基準法別表第2、工業専用地域内で建築してはならない建築物の規定に基づくものとするということで、ただし、次に掲げる建築物及びこれに附属する建築物は以下のとおりとしています。

- ・建築できるもの
- ①物品販売店舗（木材関連）
- ・建築できないもの
- ①畜舎

②工場・倉庫等危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの

③火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が多い施設

*ただし、地区計画の決定前に既にあった敷地における、同一敷地・同一用途における増改築については、この限りではない。

この内容につきましても以前と変更はございません。

補足ではありますが「木材産業にふさわしくない用途」としまして、特に業種を特定するものではありませんが、弾薬や爆発物を生産、貯蔵する工場等は、爆発物や有毒物を含む危険物が含まれることがありますので、工場・倉庫等危険性が大きいか又は著しく環境を悪化させるおそれがあるもの、火薬、石油類、ガス等の危険物の貯蔵・処理の量が多い施設については、建築物の用途の制限として「建築できないもの」としております。

以上を決定するものでございます。

次に、タブレット内資料の「関連資料」の1ページをご覧ください。

ウッドピア松阪地区について、簡単に説明させていただきます。

ウッドピア松阪は平成10年に木材産業の輸入木材製品の増加や木材価格の低迷、更に木造住宅建築分野における木材需要の変化等により、新たな木材産業としての構造転換の時期を迎え、地域特性を活かした産業の新展開が求められ、松阪地域の木材産業に対する需要や環境の変化に的確に対応していくため総合的木材流通拠点として、スギ、ヒノキなどの国産材を最大限に利用する原木市場施設、製材用施設、木材製品販売施設の集積を目標とした木材産業に特化した地区として開発された日本初の国産材コンビナートの総称であり、平成13年4月25日より一部操業を開始し、現在にいたっております。

開発面積は約41ヘクタール、工場敷地としては約23ヘクタールとなっております。

ウッドピア松阪は都市計画法第34条10号イ（平成18年5月31日公布、平成19年11月30日施行により改正法第34条第10号へ一本化）に該当することにより開発許可を受け、予定建築物の用途として、原木市場施設、製材用施設、製品販売施設として開発されております。

開発行為におきましては、都市計画法第32条協議が行われ、都市計画法第33条の開発の基準により、道路、公園、緑地、調整池などの施設が整備されました。

建ぺい率、容積率につきましては、市街化調整区域の開発ということで、建ぺい率60%、容積率200%となっております。

今回の地区計画を定めることによる建ぺい率、容積率の変更はござい

ません。

次に、今回の松阪都市計画の変更について、松阪市都市計画マスタープランにおける「まちづくりの基本方針」土地利用の方針について説明させていただきます。

3ページにあります、松阪市都市計画マスタープランの土地利用の方針では、市街化調整区域における既存ストックの活用として、市街化調整区域は市街化を抑制しつつ、地域固有の資源や良好な既存ストックを有する区域については、地区計画等を活用し、都市的土地利用の誘導を図るとしております。

また、4ページにありますように、ウッドピア松阪地区は、今後の産業振興や雇用の場を確保するため、松阪市都市計画マスタープランにおいて、既存ストックを活用した沿道型産業集積地区として位置付けており、周辺と調和した土地利用を促進することを目標とした地区計画として令和3年5月26日に「ウッドピア松阪地区地区計画」として都市計画決定を行いました。

5ページには土地利用方針図がございますので、ご確認ください。

続きまして、松阪市都市計画マスタープランの市街地整備の方針について説明させていただきます。

6ページにあります、松阪市都市計画マスタープランの市街地整備の方針において、強じんて多様な産業構造を構築し、地域の雇用確保・維持を図るため、工業系市街地への戦略的な企業誘致・連携を促進するとともに、交通利便性の高い幹線道路沿道に新たな工業団地の確保に取り組むとしております。

また、7ページにあるように、ウッドピア周辺においては、地区計画の活用により、周辺環境と調和した工業地の整備を図り、企業立地を検討するとしております。

次に、三重県が定めております松阪都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針について説明させていただきます。

8ページをご覧ください。これは三重県が松阪都市計画区域全体を対象として、広域の見地から区域区分をはじめとした都市計画の基本方針を定めております。

9ページの将来都市構造図、10ページの主要な都市計画の決定方針にありますように、ウッドピア周辺につきましては工業系土地利用ゾーンとして、積極的に工業施設を誘致し、既存ストックを活用しつつ、必要な基盤整備を進めると位置付けられております。

以上が、今回の計画変更に関する説明となります。

次に、都市計画の案に対する意見書についてご説明をさせていただきます。

都市計画法第 19 条第 2 項の規定では、提出された意見書の要旨について、都市計画審議会へ提出することになっておりますので、その意見書の要旨と市の考え方について説明させていただきます。

なお、提出されました意見につきましては、項目として4つあり、意見に対する市の考え方と併せて順に説明したいと思います。

1つ目の項目については、市道木の郷1号線の道路幅員の12mという表記についてでございます。

現在の市道木の郷1号線ですが、車道幅員8mと歩道幅員4mのあわせて道路幅員12mとなっておりますことから12mと表記させていただいております。

一部、県道第2環状線との交差点部分につきましては、右折レーンを設置しておりますので、車道幅員が11mとなっており、歩道幅員とあわせると15mの幅員となっております。

意見書の内容についてですが、今回、延伸する道路についても、市道山室立野線との交差点部分には右折レーンの設置が予想されるため、道路幅員の12mという表記では道路構造令の規定に満足しないのではないかとあります。

市の見解といたしましては、地区施設で定める市道木の郷1号線の幅員12mは代表幅員を表記しております。

実際に整備する道路幅員については、当該地区計画を策定後に実施する詳細設計において、道路構造令等に適合する道路幅員とし、整備する予定です。

2つ目の項目については、主に道路構造の件についての意見となっております。市の見解といたしまして、(市道木の郷1号線の延伸部分の)実際に整備する道路については、当該地区計画を策定後に実施する詳細設計において、道路構造令等に適合する道路とし、整備する予定です。

3つ目の項目については、「安全な道路建設を行う」決意を聞かせてください。というものでありますので、2つ目の項目に対する見解のとおりとさせていただきます。

4つ目の項目については、拡張される区域の整備・設計に関する意見となっております。

事業者の見本となるような整備計画・設計となるように今後進めていくこと、税金が投入されると思われるので経済性の観点を十分検討してほしいという内容でございます。

	<p>例えば洪水調整池について、条件によっては自然放流が難しいようにも考えられることから、ポンプ排水を含めて「維持管理費を含めたライフサイクルコストの低減」を視野に設計すべきとの意見です。</p> <p>洪水調整池は、開発に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて放流する河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設です。「自然放流」という表現がありますが、洪水調整池の放流口の高さが、放流先の河川の水位より高い位置にある場合は自然放流ということになります。</p> <p>当該地区計画を策定後に実施する詳細設計において、洪水調整池の規模、配置、自然放流となるのか、ポンプ排水となるのか検討していくこととなります。</p> <p>市の見解といたしましては、ご意見のとおり、将来的に市が維持・管理を行う施設については、経済性も含めた協議や計画を行う予定です。</p> <p>以上が意見書に対する市の見解でございます。</p> <p>最後になりますが、今回地区計画に含む約4.2ヘクタールにつきましては、農振農用地になっておりましたが、農振除外の手続きが行われ、令和5年8月1日に除外となっております。</p> <p>そしてこの区域につきましては、松阪市土地開発公社、松阪市において産業用地整備事業として取り組み、令和7年度の完成を目指すというものでございます。</p> <p>以上、議案第1号の説明は以上でございます。</p>
会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>審議に入る前に確認ですが、計画書の地区整備計画の調整池の項目に今回整備される第四調整池は記載されていないのですか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>はい。新しく第四調整池は整備しますが、まだ設計ができていない段階ですので規模等の確定ができていません。計画書の地区施設の整備方針③のとおり、開発許可に係る洪水調整池の審査基準に基づき適正配置するということで補完させていただいております。</p>
会長	<p>今私が確認したのは、土地利用計画図には第四調整池が書いてあるのに、地区整備計画の調整池の欄には書いていないので、記載漏れではないかということです。事務局の回答は、詳細設計をしないと調整池の規模等が確定しないので計画書には記載しておらず、地区施設の整備方針の中に調整池を整備することを記載しているとのことでした。</p> <p>それではご意見ご質問がありましたらよろしく申し上げます。</p>
委員	<p>2点意見です。まず1点目が運営面ですが、紙とタブレットを併用するのであれば、同じ資料を用意してもらわないと不便です。タブレット</p>

	<p>の資料にはページ数の記載がありますが、紙のほうには記載がありませんし、皆さん紙を配られるとそちらを見られると思いますが、説明でページ数を言われてもどの資料を見たらいいのかわからず情報共有ができていないと思います。運営がスムーズにいかないと思いますので改善をお願いしたいと思います。</p> <p>2点目です。木の郷1号線が北側の道路につながるということですが、ウッドピアの南北に道路がつながることで交通量の増加が予想されます。近隣には中部中学校や山室山小学校もありますので、交通量の变化があることを自治会や学校にきちんと伝えていただく必要があると思います。また、整備がされてからどのような変化があるのか検証をしておいていただきたいと思います。以上ご意見申し上げます。</p>
会長	<p>1点目のご意見は賜りました。</p> <p>2点目に関して、地区計画が拡張されることで新規に工場立地が起こると思いますが、その時の交通量の变化とか流れについても検討されていることと思いますので事務局から説明していただいてよろしいですか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>ウッドピア南側にある松阪第二環状線の平成27年の道路交通量調査によると、混雑度は「0.49」であり、最近の調査結果では「0.69」と少し増えてはいますが、まだまだ混雑はしておらず円滑に通行できる状態であります。また、北側の山室立野線につきましても現在も渋滞していることはなく、木の郷1号線が延伸されても交通量に大幅な影響は出ないと考えております。</p>
委員	<p>混雑度の大小ではなく、朝の通勤通学時間帯に交通量が増えることが一番の懸念事項だと思います。学生が通学しているところへ朝の通勤で急いでいる車が抜け道としてこの道路を走れば、事故につながる危険性が高まるのではないかと思います。そうならないように予防対策をきちんとしていただきたいと思います。</p>
会長	<p>企業側と地元への説明を尽くすという趣旨でよろしいでしょうか。</p>
委員	<p>それに加えて学校に対してもそういった変化があると周知していただき、共通認識を持っていただければと思います。以上です。</p>
会長	<p>他にご意見はありますか。</p>
委員	<p>道路がつながることについて、近隣の方とお話をする機会があったのですが、歓迎されるのかなと思っていたら逆の反応をされたことがありました。理由としてはレーシングコースになってしまわないかと懸念しているためです。周りに民家もないし、人もいないしで大変走りやすい道路だと思うので、夜間にレーシングコースになってしまわないかと</p>

	<p>心配する声があります。</p> <p>もう1点ですが、道路の延伸部分についてなぜ今の時期なのかと、あと拡張部分の利用計画とかは決まっているのかとお聞きしたいです。</p>
会長	<p>1つ目はレーシングコースになるのではないかと、そういった想定や対策は検討しているかというご質問。2つ目は要するに当初のウッドピア地区計画の時ではなくなぜ今になったのかという質問でよろしいでしょうか。事務局お願いします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>1つ目のレーシングコースになるかどうかについては現時点では想定していません。そのような事態になれば何か対応はしていかなければとは考えております。</p> <p>2つ目のなぜ今になったのかというお話ですが、まずは都市計画マスタープランに基づきまして、ウッドピア松阪地区を令和3年5月に地区計画決定いたしました。そのうえで本日も説明させていただきましたように、産業適地を広げていくというマスタープランの計画に基づきまして4.2ヘクタールを拡張していくということで、現在に至っている次第でございます。</p>
委員	<p>拡張する部分の具体的な利用方針は決まっているのでしょうか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>企業立地の話が現時点であるのかということですね。その件につきましては、本日企業誘致連携課に来ていただいているため、そちらから回答させていただきます。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>企業誘致連携課です。こちらの新たな開発用地について、今のところどここの企業が来るというのは決まっていません。</p>
会長	<p>理由書にありましたけれども、土地を拡張したい企業が市外に出たかどうか、企業立地の方に市外の企業から打診があったとか、要するに需要があるかないかという、説明をお願い出来ますか。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>はい。この土地に限定してという要望ではありませんけれども、やはり今、市内に立地する大きな企業さんがBCPの観点から、移転用地を検討されたり、あるいは市外の企業さんからも新たな工場用地としてどこかいい場所はないかっていうような打診は、年に何件もいただいております。</p>
会長	<p>よろしいですか。質問の1つ目のレーシングコースの件ですが、要するに都市計画課としては想定していないということでしたが、もし本当に暴走行為が頻発するようなことがあれば、交通管理の話なので警察の管轄になってきますね。例えば松阪市内でそういったことで警察に対応をお願いした事例があるとか、あるいは対応をお願いするプロセスなどが</p>

	整理できているという解釈でよろしいですか。
事務局 (司会・説明)	はい。そのとおりです。
委員	レーシングコースの件で1点お伺いしたいのですが、市内で既にそのようになっている事例はありますか。図面を見た限りだと今の段階でもレーシングコースになっていてもおかしくないように思うのですが、そういった苦情とかはあるのでしょうか。
事務局 (司会・説明)	特にそういった事例はありません。個々で騒音等の相談などはあるかもしれませんが、大きく苦情等が寄せられているということはありません。
会長	<p>他いかがでしょうか。特に意見はないようです。</p> <p>この地区計画というのは、以前は地区の中を開発して、雨水がどうやって出るか、それをうまく調整して放流先に流すとか、地区施設と建築物の規制誘導を含め地区の環境形成がうまく出来ていたらよかったのですが、現在では地区計画は地区の中の論理だけで適性を判断するのではなく、都市全体を見て判断しなさいというふうな運用が変わってきました。</p> <p>そういう視点から見ると、今回は県の都市計画マスタープラン、松阪市の都市計画マスタープランを見ても、都市全体をどういうふう土地利用していくのかという視点で、沿道型産業集積地区として土地利用を図っていくというふうにしてあるので、それなりの合理性があるというふうに見ることが可能かと思います。</p> <p>施設については先ほど、幾つか御意見が出ましたけれども、この地区計画そのものを問題だという意見ではないと判断いたします。</p> <p>皆さんの御意見として、原案どおり認めるということでもよろしいでしょうか。</p>
委員	(異議なし)
会長	<p>原案どおりお認めいただいたことにします。</p> <p>審議会は以上ですけれど事務局、何かありましたらお願いします。</p>
事務局 (司会・説明)	<p>ありがとうございます。</p> <p>答申書につきましては、後日作成させていただきます。</p> <p>その答申書につきましては、審議の結果、原案どおり決定を見たので答申をしますとさせていただきます。</p> <p>あと、今回の議事録につきましても、事務局が取りまとめた後、会長に確認させていただきまして、まとめさせていただきたいと思います。</p>

	それによろしいでしょうか。
会長	審議の内容を外れてないかどうかということ、確認させていただきと思いますが、私に御一任いただくということでよろしいでしょうか。
委員	(異議なし)
事務局 (司会・説明)	<p>会長ありがとうございます。</p> <p>委員の皆さまにおかれましては、長時間におよびます慎重なご審議、また、浦山会長におかれましては、円滑な議事進行を賜りまして、誠にありがとうございました。</p> <p>今回の都市計画審議会におきましても議事録の作成を行い、公表してまいります。</p> <p>議事録の確認につきましては、浦山会長のほうに一任をさせていただくことのご了承をお願いいたします。</p> <p>委員のみなさまにつきましては、次回以降も大変お世話をおかけしますが、よろしく願いいたします。</p> <p>では、以上をもちまして、令和5年度 第1回松阪市都市計画審議会を終了いたします。ありがとうございました。</p>